

日時:令和8年3月24日

14:00~15:30

方法:Teams

1 開会

2 挨拶

埼玉県こども政策局長の尾崎でございます。

本日はお忙しいところ、令和7年度第3回埼玉県少子化対策協議会に御出席を賜りましてありがとうございます。

また、日頃より本県の少子化対策や、子育て支援施策に御理解と御協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、今回は今年度実施したワーキンググループ及び、県の令和8年度事業等について説明と意見交換をさせていただきたく、この協議会を開催することといたしました。

現在、県では2月定例会が開会中で、令和8年度埼玉県一般会計予算について御審議をいただいているところです。

市町村の皆様におかれましても、令和8年度における事業の実施に向けた準備に取り組まれていることと存じます。

本日の機会を通じまして、市町村の皆様と課題意識を共有し、今後の県民サービスの一層の向上に努めていきたいと考えてございます。

また、各市町村の皆様におかれましても、庁内での情報共有などにより、よりよい施策の検討や実施を進めていただければ幸いに存じます。

本日の協議会におきましても、皆様からの積極的な御意見、御質問いただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

3 議題

議題(1)ワーキンググループの報告①子育て支援

こども支援課 放課後児童クラブ担当 新田主幹から説明

資料1-①を御覧ください。

資料左側について、まずお話をさせていただきます。

子育て支援ワーキングについては、令和8年2月19日(木曜日)、午後にオンラインで開催しました。

当日は、資料の右半分にあるとおり、(1)県の概要説明、(2)グループワークを行いました。参加者は、(1)では24市町34人、(2)グループワークでは18市町24人でした。

今回のテーマとさせていただいたのは、「放課後児童クラブにおける業務のICT化について」です。

放課後児童クラブのICT化については、これまで手作業で行っていた児童の入退室の管理や保護者とのやりとりなどを電子化することで、職員の負担軽減や保護者の利便性の向上が図られてきました。

一方で、放課後児童クラブのICT化に係る補助金の活用は減少傾向にあることから、放課後児童クラブのICT化について改めて現状を確認するとともに、「今後ICT化を進めるにはどうすべきか」「ICT化が進まないとすればどのような課題があるのか」を検討することを目的に、市町村の担当者間でワーキングを行いました。

資料右側を御覧ください。

(1)県の概要説明では、国における調査や補助金などの現状についてお伝えするとともに、本ワーキングに向けて、事前に実施した調査の結果をお伝えしたところです。

事前の調査においては、ICT導入済みとしたのは7割程度であったこと、一方で、国の補助金である地域子ども子育て支援事業におけるICT化推進事業補助金の活用実績はそのうち5割程度であったことがわかっています。

利用申請や入退室管理、保護者との連絡などの業務において大きな負担を感じているものの補助する予算がない、働いている現場の職員にICTに対する苦手意識があるなどの理由から、導入を見送っていると

いうことでした。

令和6年度に県が小学校1年生と4年生の保護者に向けた、「放課後と夏休み等の過ごし方調査」においては、ICT未導入の放課後児童クラブを利用する保護者のうち、およそ7割がICT化を実施してもらいたいという回答をいただいていた。

一方で、ほとんどの市町村においては、保護者のニーズはあまり把握されていないということも今回の調査でわかったところだ。

一方で、ICT導入後の効果として、放課後児童クラブと保護者との情報共有がスムーズになったという回答が8割を超えており、ICT導入により課題解決に向けて一定の効果が得られていることもわかっています。

このワーキングにおいて、最後に改めて地域子ども子育て支援事業におけるICT化推進事業の補助金について説明をさせていただいたところだ。

続いて(2)グループワークにおいては、3グループに分かれて意見交換をしていただきました。

グループワークに関して寄せられた主な意見を紹介させていただきます。

- ・公設公営、公設民営など形態が様々ある中で、各々に合わせた導入方法を知ることができた。
- ・入退室管理システムを利用するにあたり、システム登録時の工夫を知ることができた。
- ・各書類を電子化する場合に、紙に記入していた内容を精査することが必要であると感じている。
- ・導入面だけではなく、技術的なサポート体制や支援員のICTスキルの向上、子どもたちへのデジタルリテラシー教育の重要性など、多様な視点から意見交換ができた。

という御意見を頂戴しております。

働く保護者が多く利用している放課後児童クラブの利便性の向上は、子育て支援にもつながることから、県としても引き続き情報提供等を行っていきたいと思っています。

先日国において、令和7年度放課後児童クラブ利用手続き等に係るDX推進実証事業の中間報告会が実施されています。

その模様はYouTubeで限定公開されており、子ども家庭庁からの案内については、3月12日に各市町村の放課後児童健全育成事業担当課にメールをお送りしています。

その中では全国の市町村、具体的には、宮城県仙台市、東京都羽村市、富山県南砺市、兵庫県養父市がそれぞれ報告をされています。

埼玉の近郊で言えば、東京都の羽村市では入退室管理システムの導入の事例などが報告されていますので、一度御覧いただければと思っています。

議題(1)ワーキンググループの報告②結婚新生活支援事業

子ども政策課 政策推進担当 関根主幹から説明

資料1-②を御覧ください。

令和7年10月23日(木曜日)にWeb形式にて、結婚新生活支援事業ワーキンググループを開催いたしました。

第1部では、県内全市町村を対象に地域少子化対策重点推進交付金全般の説明をするとともに、令和8年度より、「結婚新生活支援事業」が「結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム」に変更になること、また、令和8年度も県として、国からの補助率が2分の1から3分の2に向上する都道府県主導型市町村連携コースを実施する予定であることを共有しました。

そして、連携コースを活用するために県として実施を予定している事業の内容と活用予定の国のメニューについて共有いたしました。

次のページを御覧ください。

その説明の中で、こちらのページにあります①地域の結婚支援ボランティア事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実、及び②結婚支援コンシェルジュについて、令和8年度も国の交付金を活用して引き続き実施することをお伝えいたしました。

前のページにお戻りください。

ワーキンググループの第2部では、令和7年度に都道府県連携コースに参加している市町から取組や課題について共有をしました。

今回は特に予算編成の状況や取組について取り上げました。

これらの結果、令和8年度は、結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムについては、都道府県連携コースが11団体、一般コースが6団体の参加予定となりました。

また、支援プログラムとは別に、国の交付金のうち、地域少子化対策重点推進事業を活用する団体も11団体となり、年々増加をしています。

国の交付金を活用予定の団体におかれましては庁内調整や、申請の事務処理等に御対応いただきまして、誠にありがとうございます。

なお本事業は、少子化対策、経済的な不安の軽減を主な目的としています。

県民の方からも、どこどこ市では、結婚新生活支援事業の補助金は実施していないのでしょうかと、県庁宛に、こちらの事業に対する問い合わせをいただくことも年々増えています。

来年度御参加の予定ではない団体におかれましても、今後活用を積極的に御検討いただければ幸いです。

議題(2)「埼玉県こども意見箱」について

こども政策課 政策推進担当 関根主幹から説明

資料2を御覧ください。

令和7年10月に開催しました第2回の少子化対策協議会において説明したとおり、こども基本法等により求められているこども等の意見反映のために、令和7年7月に埼玉県こども意見箱を開設しました。

この意見箱は電子申請・届出サービスを用いまして、施策の当事者であるこどもたちが、「いつでも」「どこからでも」「自由に」、意見を投稿できるものです。

こどもたちからの意見は県庁内で各担当課に共有し、施策に反映できないか検討しているところですが、市町村の事業に関連するような意見もたくさん届いていますので、各市町村におかれましても、こどもの意見を聴く取組を実施していただけるよう、今回説明させていただき取組状況を参考にいただければと思います。

次のページを御覧ください。

開設日である令和7年の7月から令和8年の2月末までに、こどもたちから計330件の投稿がありました。

そのうち、市町村に関連するものとしては、例えば、ボール遊びができる場が欲しい、道路、主に通学路の安全を整備して欲しいなど、公園や学校に関する投稿、こどもたちの身の回りの問題についての投稿が多く寄せられています。

こどもの意見が市町村の所管業務に関わる場合、県担当課から市町村へ意見を共有させていただくことがあるので、御承知おきください。

引き続き、県の取組を参考に、こども等の意見反映の取組を進めていただけると幸いです。

議題(3)こどもの居場所づくりにおける令和8年度国庫補助事業の活用について

こども支援課 こどもの居場所担当 若林主幹から説明

国のこどもの居場所づくりに関する指針では市町村は管内の状況把握等を行いつつ、関係者と連携して、質と量の両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進するとされています。

こどもの居場所づくりの推進については、こども家庭庁の国庫補助が活用できますので、御紹介します。

まずはこどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業です。

こちらの事業は資料の事業の概要欄にありますとおり、地域のニーズを把握し、資源の発掘、活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげるなど、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる運営資金の調整や、人材の活用・育成等の組織経営をサポートする、人材の配置に対して財政支援を行うものです。

コーディネーターは、居場所に関する地域資源の把握や関係機関のネットワーク形成などを行うこととされており、

補助率は国2分の1、市町村2分の1になっています。

次のページをお願いします。

次にこどもの居場所づくり支援体制強化事業になります。

いくつかメニューがありますが、こどもの居場所づくりに関するものとしては、こどもの居場所の状況を把握するための実態調査とか、ポータルサイトや居場所マップの制作など、幅広く活用できるものとなっています。

また、NPO等と連携したモデル事業では、早朝のこどもの居場所づくりでも活用することが可能となります。

補助率等については、実施主体等欄にそれぞれ記載のとおりとなります。

次のページをお願いします。

最後に、地域こどもの生活支援強化事業でございます。

こちらにも幾つかメニューがありますが、こどもの居場所づくりでよく活用されている事例としましては、こども食堂などのこどもの居場所の立ち上げ支援や運営支援として、一定額の助成金を出す事業などに活用している市町村が多く見受けられます。

これらの国庫補助活用を御検討いただき、こどもの居場所づくりの推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

本県としましては、こどもの居場所を始めたいと考えている人に対して、アドバイザーを無償で派遣するなど、皆様と一体となって居場所づくりの推進に取り組んで参ります。

議題(4)朝のこどもの居場所づくりについて

こども支援課 こどもの居場所担当 若林主幹から説明

まず、令和7年度朝のこどもの居場所づくりモデル事業効果検証会の概要についてです。

今月初めに当事業の効果を検証するため、事業参加市町である志木市、毛呂山町、富士見市、行田市から、取組内容を発表いただき、意見交換を行いました。

また、有識者として、日本女子大学の澤真知子名誉教授にも出席いただいたところです。

検証会の具体的な内容としましては別添資料の朝のこどもの居場所づくりモデル事業実施概要一覧がございますので、詳細は後程御参照ください。

今回工夫したこと、課題等につきまして資料の緑色の枠内に一部抜粋をさせていただきました。

いくつか読み上げさせていただきます。

- ・見守り員確保の方策としてシルバー人材を活用した
- ・申請にあたり電子申請の活用や、学童利用者は就労証明書の添付を不要にするなど手続きの簡素化を図った。
- ・年度途中から事業を実施したことから広報面に課題があった。
- ・利用登録者数について、今年度と比べ令和8年度は増える見込み、不定期利用可と認知してもらったことがその要因と考えている。
- ・学校側からの意見として通学班への配慮を求められることがあった。
- ・朝の見守りをもともと教員が対応していた学校からは、朝の居場所を歓迎するとの声があった。

こういった御意見がありました。

また、効果検証会の内容を踏まえまして、大澤名誉教授からは、出産前後の女性の継続就業率が50%を超えたという状況にある中で、今後さらに需要が増加すると見込まれるため朝のこどもの居場所づくりを継続していくことが今後も重要であるというお話をいただいたところです。

市町村の皆様におかれましては、こうした状況も踏まえ、今後の事業実施の御検討いただければと思います。

続きまして令和8年度の実施見込みについてです。

次のページを御覧ください。

県における令和8年度朝のこどもの居場所づくりモデル事業の実施見込みについてです。

すでに3月9日付で事務連絡を送付させていただいたところですが、本県では令和8年度における、本事業実施に係る予算案を、令和8年2月定例県議会に提出しているところです。

当予算案のとおり議決された場合、4月1日から10日の期間で公募する見込みですので、申請を希望する市町村におかれましては、準備を進めていただければ幸いです。

また、補助対象事業の実施期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日とする見込みですが、予算に限りがございますので、申請件数等によりましては交付対象とならない可能性があります。

年度当初から事業を実施する市町村においては、御留意いただければと思います。

また、多くの申請をいただいた場合に、モデル事業としての趣旨をかんがみまして、最大限の効果が出ますように、対象市町村を選定して実施させていただく予定です。

議題(5)放課後児童対策等について

こども支援課 放課後児童クラブ担当 新田主幹から説明

令和7年12月末にこども家庭庁から、令和7年5月1日時点での放課後児童クラブの実施状況調査の結果

が公表されました。

令和7年5月1日時点で埼玉県における放課後児童クラブの状況は、皆様の御尽力もあり、支援単位数が2,166、前年度比54増、登録児童数については85,684人、前年比2,897人増ということでありました。

また、放課後児童クラブの利用申込みをしたが登録できない、いわゆる待機児童は1,681人で、前年度比451人減でした。

一方、待機児童数については、都道府県別に見ると、埼玉県は東京都の3,360人に次いで全国ワースト2位という状況です。

こうしたことから、令和8年度当初予算においても、引き続き放課後児童クラブの充実のための予算として95億8,501万5千円を計上しています。

(1)放課後児童クラブの運営費・整備費等の補助については、令和6年度から運営費の補助要件において、常勤の放課後児童支援員2人以上配置した場合の補助が創設されており、大幅に運営費の補助基準額が引き上げられています。

各市町村においても、予算措置をお願いします。

また、放課後児童支援員の確保のために、国においては処遇改善に係る補助メニューとして、放課後児童支援員等処遇改善等事業、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業、放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)の3つのメニューがございます。

放課後児童支援員の確保のため、処遇改善は重要な要素であることから、引き続き活用をお願いしたいと思います。

また、未活用のメニューがあれば、積極的に御活用ください。

加えて、来年度も放課後児童クラブの就職フェアを実施する予定です。

放課後児童クラブで働きたい方と、放課後児童クラブをつなぐためのもので、県が会場を用意して、各放課後児童クラブにブースの出展をお願いしているものです。

今年度は、鴻巣市、さいたま市、川越市、川口市、越谷市の5会場で、9月から10月にかけて実施をしております。

ブースの出展にあたっては特に費用はかかりませんので、各市町村担当課におかれましては、人材の確保に悩む放課後児童クラブに周知していただき、1つでも多くの放課後児童クラブに御出展いただきたいと考えています。

議題(6)子どものための教育・保育給付費負担金における職員配置状況の確認に係る注意喚起について こども支援課 保育政策担当 新井主査から説明

市町村保育担当課におかれましては、毎月、保育所等への給付費の支払いのために、保育所等の職員配置状況の確認を行っていただいていることと存じます。

このたび、県内の複数の市町村において、社会福祉法人の保育所とその関連施設で、同じ職員が複数施設の職員名簿に記載されている事案が発生しました。

市町村及び県で確認したところ、一部の市町村では、給付費が過大に保育所等に支払われていたことが判明し、返還の手続きを行っていただいているところです。

具体的には、資料の「1 当該事案」の内容に記載しておりますが、ある職員が保育所の名簿に記載されているながら、実際には同じ社会福祉法人の子育て支援拠点や社会福祉施設、さらに当該法人の関連施設である学校法人の幼稚園に勤務しており、保育所での勤務実態がなかったことがありました。

また、保育所に併設されている子育て支援拠点と保育所との兼務職員の勤務状況を客観的に示す書類の保管がされておらず、適切な運営が確認できなかったこともありました。

保育士配置基準は、保育所で子どもたちを安全に預かるために設けられているものであり、書類上の職員配置と実際の配置が異なることはあってはならないと認識しています。

そこで改めてのお願いです。資料の「2 留意事項」を御覧ください。

まず、市町村において、保育所等の職員配置状況の確認を適切に行っていただきますようお願いいたします。

特に、他施設と兼務している職員については、各施設の勤務実績が記載された書類を提出させるなど、各施設での勤務時間が客観的に確認できるよう対応をお願いします。

また、子ども・子育て支援法に基づき、市町村が各施設に対し立入検査等を通じて提出される職員名簿と実際の配置状況が合っているか確認をお願いします。

補足ですが、当該事案は県こども支援課だけでなく、関係課や市町村保育担当課、子育て支援拠点担当課と多くの担当課と連携し、給付費だけでなく、各施設の配置基準に問題がなかったかについても精査を進め

ているものです。

市町村によっては保育所担当課と子育て支援拠点、あるいは幼稚園の担当課が異なる場合もあり、大変かとは存じますが、本通知に基づき保育所等の配置状況を適切に把握していただき、給付費の適切な支給をお願いします。

なお、給付費が過大に支払われていたことが確認された場合、巨額の返還が生じる可能性がありますので、十分に御留意いただくようお願いしたいと思います。

議題(7)令和8年度低年齢児保育促進事業の単価について

こども支援課 友田副課長から説明

低年齢児保育促進事業は、こちらの表にもありますが、一歳児担当保育士雇用費と乳児途中入所促進事業の2つの事業がございます。

これらについては、単価を長らく見直しておりませんでしたが、保育士の処遇改善の状況や保育団体からの要望を踏まえまして、一歳児担当保育士雇用費は児童1人当たり従来の2万円から3万円に、乳児途中入所促進事業は従来の8万円から児童1人当たり月12万円へ、それぞれ1.5倍に増額いたしました。

この事業は政令市と中核市は対象外ですが、県と市町村がそれぞれ2分の1ずつ負担するスキームで、市町村の補助額の半分を県が補助する形となっています。

従って、市町村の方で単価を増額いただかないと、3万円又は12万円の補助金が適用されないこととなります。

市町村におかれましては、予算の制約など難しい面もあるかと存じますが、この事業は保育士の確保という観点から非常に重要であると県として考えています。

令和8年度当初においては、県の単価増額にあわせて、市町村の予算も単価を増額しているところが多いと伺っておりますが、令和8年度当初予算で対応できなかった市町村におかれましては、例えば補正予算の対応などにより、市町村の単価をそれぞれ3万円、12万円にさせていただけると大変ありがたく存じます。

また、4月以降になりますが、予算の状況をお伺いしたいと思いますので、その際は御協力をお願いします。

議題(8)県の令和8年度新規・拡充事業の説明①若者の出会い応援事業

こども政策課 こどもまんなか担当 家田主幹から説明

県では令和8年度の新規事業として、若者の出会い応援事業というものを実施したいと考えています。

この事業は、未婚者の約5割が結婚したいと思いつつも、相手を見つけるための行動をしていない方に対して、インターネット広告等を活用した情報発信や、出会い交流イベントを実施するものです。

このうち出会い交流イベントにつきましては、市町村の皆様へ企画段階から関わっていただき、地域資源の魅力を最大限に活用させていただきたいと考えています。

令和8年度を3回実施予定しておりますが、令和8年度の分につきましては現在、開催候補地の市町村の御担当者様と個別に調整させていただいております。

令和9年度以降は未定でございますが引き続き市町村の皆様へ、企画段階から関わっていただく場合があります。

先の話になりますが、その際は御協力をお願いできればと思っております。

議題(8)県の令和8年度新規・拡充事業の説明②共同親権相談支援事業

こども政策課 今井副課長

資料8-②の副題にあるとおり、こちらは民法改正に対応した共同親権に関する相談窓口の設置と養育費請求に関する裁判費用補助に関する事業です。

資料の右側、現状と課題のところを御覧ください。

現状にあるとおり、民法改正により共同親権の導入①の部分だけではなく、②の法定養育費ということで、夫婦間で養育費幾らと定めていない場合でも養育費をもらえる法定養育費という制度や、養育費の先取特権、これまでは公正証書や調停調書といった債務名義のある書類がなければ差し押さえができなかったんですけども、そういったものがなくても差し押さえができる、先取特権が養育費全体に付与されるというこういった大きな改正が行われます。

次のページを御覧ください。

こちらが事業内容です。事業には2つ含まれており、1つ目が共同親権等相談窓口の開設です。これは、共

同親権に関連してひとり親世帯からの相談に対応する窓口を開設するものです。

対象は県内在住のひとり親世帯で、政令市、中核市を除きます。

これは、現在実施されている養育費相談が、県福祉事務所と政令市、中核市でそれぞれ行っているもので、そういった養育費相談と一体のものとして行うということで、県では福祉事務所で受けているような養育費相談のうち、共同親権に関するものについてはこちらの窓口で対応していきます。

内容としては養育費に限らず、共同親権制度とか、共同親権全般に対する相談、また、弁護士相談も予約制で設けますのでそういったものを対応していきたいと考えています。

共同親権制度の導入に伴い、裁判所への申し立てとは関係のない相談もありますし、変更申し立てがあつてどう対応しようかという申し立てと関係ある相談、様々な相談ございますが、この導入によって相談件数が増えるのではないかとこのところ、県の福祉事務所だけでは対応が難しい、量が増えてくるところもございます。

そういう想定がされてますので、窓口を開設するというものです。

もう1つが②養育費確保の支援という補助事業で、これは先ほど御説明した法定養育費や先取特権といった制度が導入されることにより、養育費の請求や差し押さえを希望する世帯が、増えることを見込みまして、そういった際に必要となる経費の補助を実施するものです。

対象は県内の町村在住の方を対象としてまして、補助基準額が弁護士相談費用補助は1万5千円、30分×3回程度を想定しています。

また、強制執行に関する経費として、弁護士費用の着手金や印紙代等について15万円を上限に補助するところがございます。

ここで市町村の皆さんにお願いがございます。

御説明した①共同親権と相談窓口の開設につきましては、現在県福祉事務所等で受けている相談と併せて実施されることとなりますので、県では対象をこういった形で定めています。

政令市、中核市におかれましても、共同親権に対応する準備をされてると思いますが、こちらの県の事業も参考に、共同親権に関する相談の充実を図ってくださいますようお願いいたします。

また、②の養育費確保の支援については、こちらは国庫補助活用した補助事業です。

母子家庭等対策総合支援事業の離婚前後家庭支援事業を活用して実施します。

この国庫事業の実施主体が県と市になってまして、補助率は国庫2分の1となっております。

県事業の補助対象は資料に記載のとおり町村分のみのため、各市におかれましては、県の事業を参考に、共同親権に関する補助等の創設を御検討くださいますようお願いいたします。

最後に事業を実施する際には、事業内容の詳細や実施要綱の提供など、県が事業開始の支援をさせていただきますので、事業を実施してみようかとか検討を始めようという市がありましたら、積極的に御相談、検討いただいで何かあれば県に御相談ください。

そこは県で、できる支援をさせていただきたいと思います。

議題(8)県の令和8年度新規・拡充事業の説明③夢の保育士後押し事業

こども支援課 保育・人材確保担当 菅野主査

御覧いただいている資料は、県が発表しています保育人材確保・定着に関する記者発表資料の一部抜粋です。

既存の保育人材確保に関する県事業は、来年度も引き続き実施いたしますので、年度明けに担当者説明会等で説明の機会を設定します。

今回は、(1)の「保育士になる夢を後押し」について、新規事業として2,971万1千円の予算を確保したので、御説明します。

保育士不足は喫緊の課題ですが、将来的な保育士の卵である養成校の学生も現在急激に減少している実態があります。

その対応として、資料に記載のとおり、県内の保育士養成校や保育所等と連携し、中学生・高校生に対して保育の仕事の意義ややりがいを伝え、将来の進路選択のきっかけとして保育士を目指していただくことを目的に、夏休みの職場体験を実施したいと考えています。

この事業は県が直接民間事業者に委託しますので、市町村の皆様には予算措置などの協力を求めるものではありませんが、この事業の鍵は、どれだけ多くの中高生に広報できるかにあると考えています。

そこで、年度明けに保育主管課様を通じて市町村教育委員会の皆様や関係者に県から広報依頼をさせていただきますので、市町村域内の中高生にこの事業の情報が届くようご協力をお願いできればと存じます。

また、現在、一部の市町村に対しては、職場体験先として公立園の御推薦の依頼をさせていただいています。

年度末の大変忙しい時期の依頼となり恐縮ですが、そちらも併せて御協力をお願いしたいと思います。

議題(9)その他

こども政策課 こどもまんなか担当 家田主幹から説明

SAITAMA子育て応援フェスタの件でお話をさせていただきます。

SAITAMA子育て応援フェスタは、令和7年度は11月にさいたまスーパーアリーナで開催しました。

令和5年度に初めて開催して以来、開催を続けています。

令和8年度は、開催時期と場所が例年と異なり、ソニックシティにて8月に開催する予定です。

県は後援者としてイベントに協力するほか、当日は出展者として、「子育て導きの書」のPRブースを出展する予定です。

市町村の皆様へのお願いですが、集客及び周知のために、市町村窓口や地域子育て支援拠点などでのポスターの掲示などの御協力をお願いしたいと考えています。今後、県からお願いの文書を発出いたしますので、可能な範囲内で周知について御協力をお願いします。

質疑応答

質問① 養育費確保支援を市で実施する場合、国2分の1、市2分の1の負担となりますか。

養育費確保支援を市が実施主体として行う場合は、お見込みのとおり国が2分の1、市が2分の1の負担となります。

4 閉会